

児童虐待に係る子ども家庭支援センターの取組について

要保護児童対策地域協議会は、児童虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童等の早期発見や適切な保護及び支援を図るために、関係機関がその子ども及び家庭に関する情報や考えを共有し、適切な連携の下で対応していくことを協議する地域のネットワークのこと。児童福祉法第25条の2の規定により、西東京市要保護児童対策地域協議会は平成19年4月に設置され、調整機関を子ども家庭支援センターが担い、学校をはじめとする関係行政機関・関係法人等と円滑な連携を推進している。

1 要保護児童対策地域協議会を活性化する平成27年度の対策・対応

(1) 研修

- ・ 虐待防止支援員養成講座の実施
- ・ テーマ別研修の実施

(2) “顔の見える関係”強化・再構築

- ・ 実務者会議に部会を設け、地域・未就学・学校との情報を共有
〔 児童虐待防止外部委員会を部会に位置づけて参加
スクールアドバイザーと定期的に情報を共有 〕
- ・ 教育委員会や学校が開催する研修会や授業への参加・支援

(3) 啓発・周知

- ・ 子ども虐待防止のための発見・対応マニュアルを作成し、全教員へ配布（別添参照）
- ・ 啓発カードを作成し、全小中学生へ配布（別添参照）
- ・ 「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム2015西東京の開催（資料4-2参照）

2 取組結果について

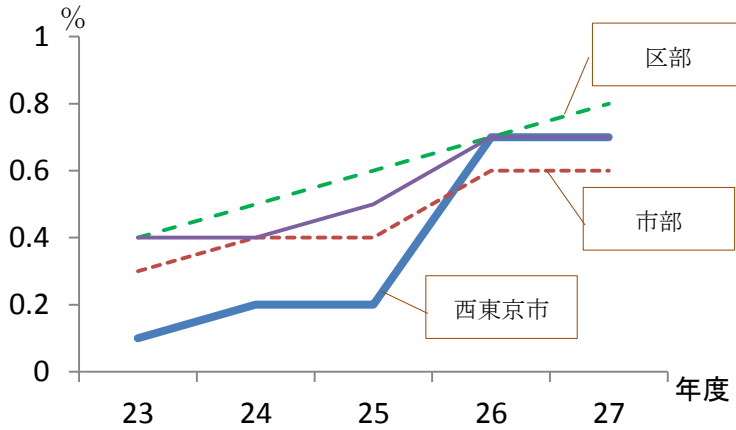
相談件数が増え、相互連携による活動が充実（統計表参照）

3 平成28年度における取組

要保護児童対策地域協議会の実務者会議及びケース検討会議の充実を図る取り組みを継続実施する。さらに地域連携を深め、支援効果を高めるために、子ども家庭支援センター相談員の役割や機能が明確になるチーム体制を検討する。

(1) 相談件数の増加

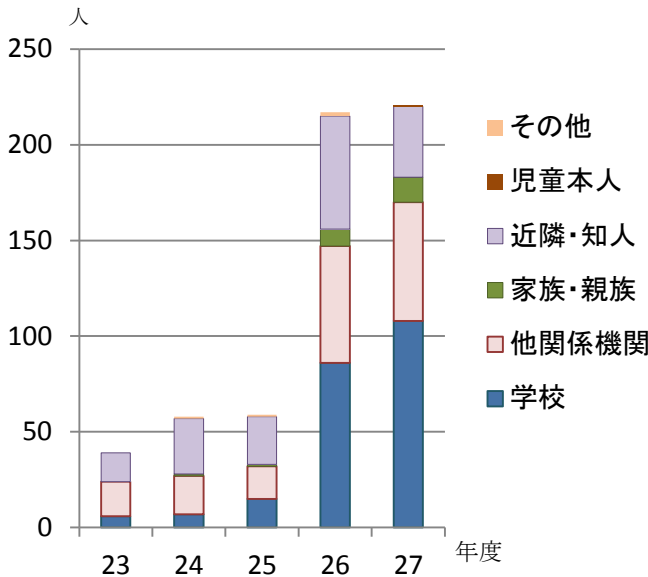
① 児童人口比による虐待相談対応件数割合の経年変化



平成 27 年度の割合

区 部	0.8%
東 京 都	0.7%
市 部	0.6%
西東京市	0.7%

② 新規虐待相談の経路別受付件数の経年変化



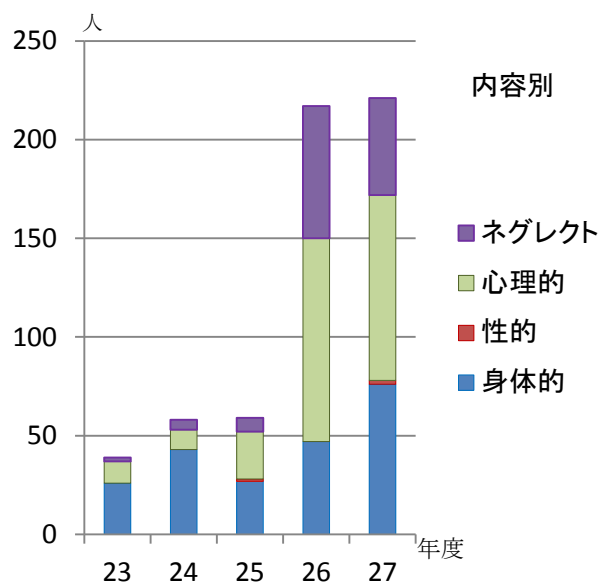
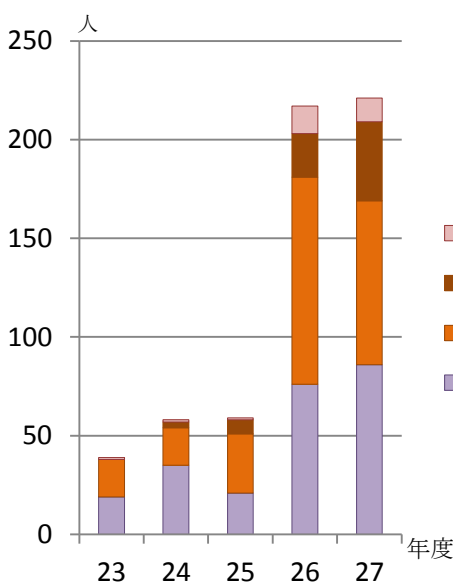
平成 27 年度の

新規虐待相談数：221 人

(経路別割合)

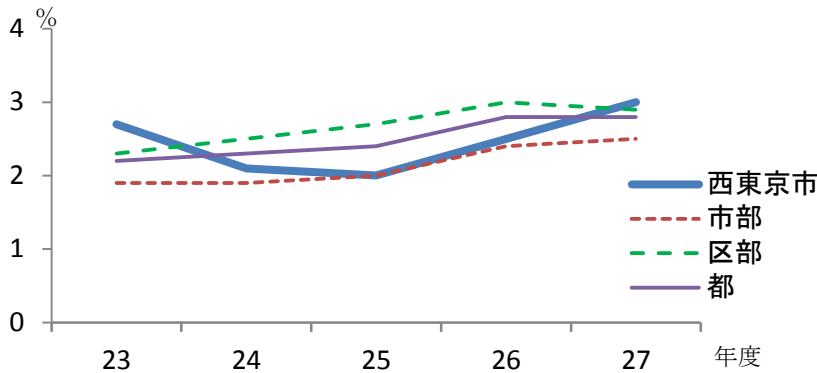
そ の 他	…	0 %
児 童 本 人	…	0.5%
近 隣 ・ 知 人	…	16.7%
家 族 ・ 親 族	…	5.9%
他 関 係 機 関	…	28.0%
学 校	…	48.9%

③ 被虐待児の年代別・虐待内容別の経年変化



(2) 連携支援の充実

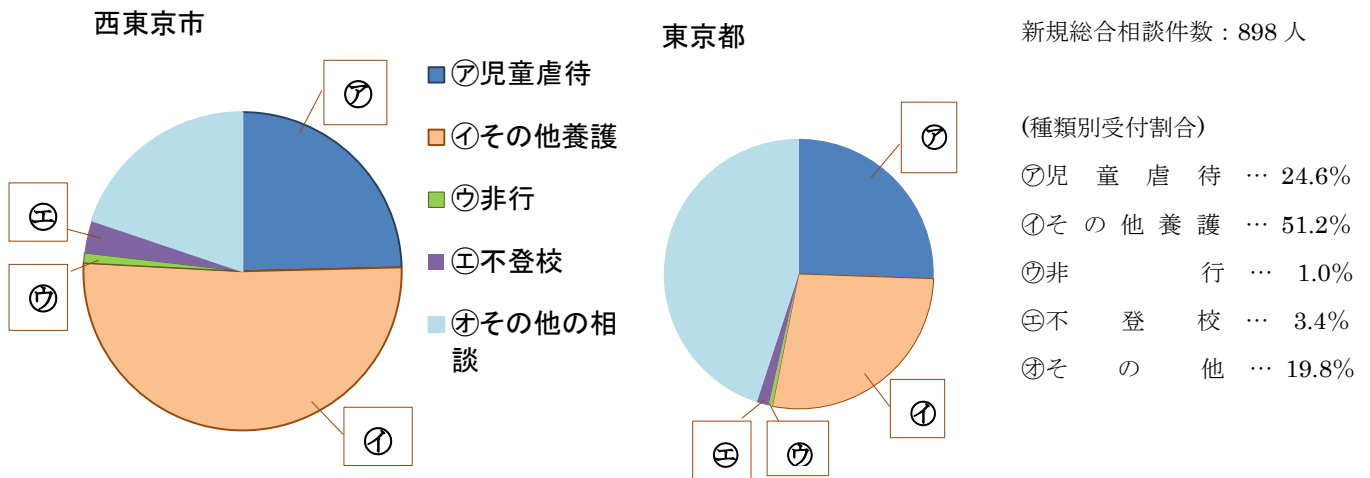
① 児童人口比による新規総合相談件数割合の経年変化



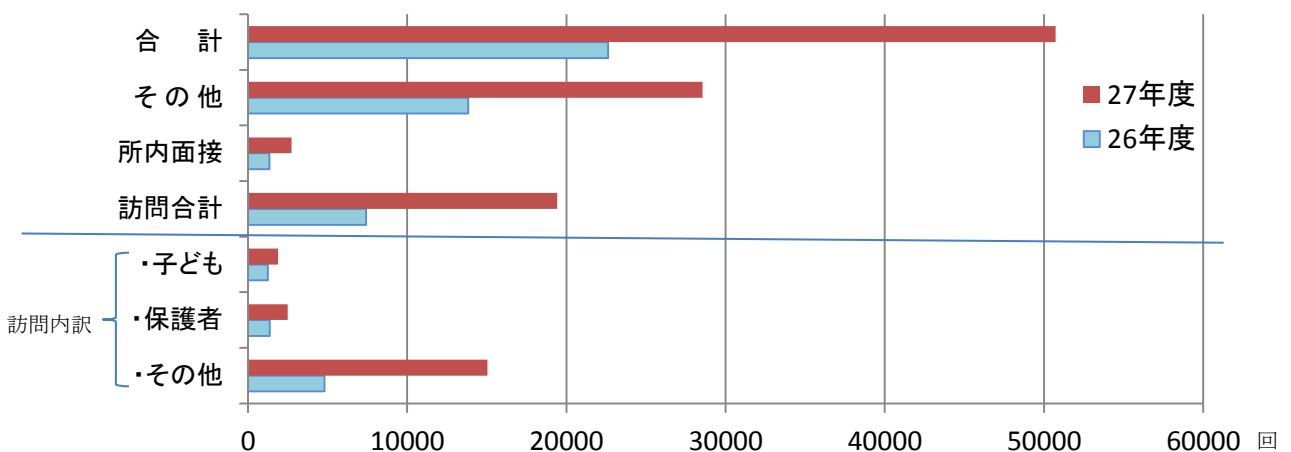
平成 27 年度の割合

区 部	2.9%
東 京 都	2.8%
市 部	2.5%
西東京市	3.0%

② 平成 27 年度新規総合相談の種類別受付状況



③ 子ども家庭支援センター相談員の指導・調査活動回数



④ 要保護児童対策地域協議会の開催回数

	全体会	実務者会議	ケース検討会議
平成 26 年度	2	5	100
平成 27 年度	1	89	130